

平成 28 年 7 月 11 日

財務大臣 麻 生 太 郎 殿

関税・外国為替等審議会会長

森 田 朗

答 申 書

平成 28 年 6 月 27 日付財関第 806 号をもって諮問の
あった不当廉売関税の課税について、本審議会の意見
を下記のとおり答申する。

記

関税定率法第 8 条第 1 項の規定に基づき、大韓民国
及び中華人民共和国（香港地域及びマカオ地域を除
く。）産水酸化カリウムに対して不当廉売関税を課す
ることについては、諮問のとおり行うことが適当であ
ると認める。